

特定技能制度及び育成就労制度に係る日本語試験の作成のためのガイドライン

令和7年6月11日
出入国在留管理庁
厚生労働省

第1 趣旨

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（令和7年3月11日閣議決定。以下「政府基本方針」という。）において、特定技能外国人及び育成就労外国人の日本語能力については、それぞれの在留資格ごとに、日本語教育の参照枠による一定の水準以上のものを有することを基本としつつ、特定産業分野又は育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められており、当該日本語能力水準は、各分野別運用方針において定める日本語能力水準を測る試験（以下「日本語試験」という。）等により確認することとされている。

また、政府基本方針に基づき、特定技能外国人及び育成就労外国人に係る試験の適正な実施を確保するため、「特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針（令和7年3月11日法務省・厚生労働省。以下「試験方針」という。）」が決定され、両制度の対象となる試験実施要領等の作成手続等が規定された。

これらを受け、日本語試験実施機関（後記第5の要件を満たすものとする。以下同じ。）が試験方針第2の1（2）の日本語試験に係る試験実施要領案を作成し、日本語能力を測る試験の追加の適否について、制度所管行政機関の確認等を受けるに当たって、留意すべき点等を示すため、本ガイドラインを定める。

第2 総則

本ガイドラインは、分野所管行政機関が特定技能外国人及び育成就労外国人の日本語能力水準を測る試験を新たに定めるに際し、日本語試験実施機関が試験実施要領案等を作成するに当たっての留意事項、日本語試験実施機関が満たすべき要件、提出すべき資料等について示すものである。分野所管行政機関においては、本ガイドラインに沿って試験実施要領案等の確認を行うものとするが、各分野の事情に鑑みて、追加的な要件や提出資料等を課すことは妨げられない。

第3 試験実施要領案の作成について

試験実施要領案は日本語試験実施機関が作成する。その際、同機関の日本語試験開発の知識・能力・経験が十分な者が、専門家（※）に相談、又は助言を求めるなどした上で作成することとする。試験実施要領案には、少なくとも下記1から9に掲げる事項について記載するものとする。

※ 大規模言語（特に日本語）テストの開発・分析及びC E F R等の能力参照枠に基づいた言語能力測定評価等に関する専門家を指す（以下同じ。）。

1 試験区分

試験が測定しようとする特定技能外国人又は育成就労外国人の日本語能力水準を記載する（例：育成就労の終了時及び1号特定技能外国人に求めるA2相当の試験等）。

2 試験概要

（1）試験言語

試験方針第2の2（1）イを踏まえ、試験で使用する言語を記載する。

（2）実施主体

日本語試験実施機関の法人名を記載する。

（3）日本語試験実施機関の選定方法

日本語試験実施機関は、分野所管行政機関から、試験を適正に実施できる能力・実績を有すると認められる者として選定されている必要がある。また、日本語試験実施機関は、法令、試験方針、本ガイドラインの規定又は分野所管行政機関による指示等に違反した場合には、分野所管行政機関からその選定が取り消されることがある。

そのため、分野所管行政機関から、試験の適正な実施能力・実績を有するものと認められ選定されている旨、及び、法令等に違反した場合には、分野所管行政機関によりその選定が取り消され得る旨記載する。

（4）実施方法

試験方針第2の2（2）イを踏まえ、試験の実施方法（コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト（P B T）方式）等を記載する。

また、解答形式（多肢選択式、短答記述式、長文記述式、又はマッチング式等）を記載する。

（5）事業年度における実施回数及び実施時期

試験方針第3の4及び5並びに第4の4及び5を踏まえ、実施回数及び実施時期を事業年度ごとに記載する。

（6）実施場所

試験方針第3の4及び第4の4（2）を踏まえ、試験を実施する国の名称等を記載する。

（7）受験資格者

試験方針の別紙2の2（7）のとおり。

（8）受験申込に係る必要事項等

試験方針の別紙2の2（8）のとおり。

（9）可否の通知方法

試験方針の別紙 2 の 2 (9) のとおり。

3 試験実施体制

(1) 試験問題作成体制

ア 試験実施要領案、テストスペック (第 4 の 1 参照) 及び試験問題案 (試験基準 (試験科目及びその範囲並びにその細目) 及び採点基準を含む。以下同じ。) の作成に当たり、試験委員 (※) 等が適切に作成し、専門家の知見を十分に踏まえるための体制や具体的な作成作業の流れ、適切な試験委員や専門家の選定基準、着眼点等について記載する。

- ※ ① 試験問題や採点基準、合否判定基準、評価等についての学識経験、実務経験 (公的な言語能力試験の作題経験を有する者も含む。) 、学位又は資格を有し、その作成・確認を行う者を指す (以下同じ。) 。
- ② 試験委員には少なくとも 1 名以上受入れ機関 (受験者が所属する日本語学校を含む。) 関係者以外の者を選任する必要があること、また、試験委員が受験者を対象とする講習・研修等に参加することなどのないようすることを含め、試験委員における守秘義務の遵守及び利益相反の防止のための措置を講じている必要があることに留意する。
- ③ 試験委員のうち、試験問題案の作成者と確認の担当者は、独立性を保つことを基本とすること、また、テストスペックの作成者は、試験問題案の作成者とは別に構成することが望ましいことに留意する (ただし、テストスペックの作成者が、確認の担当者を兼ねることは妨げない。) 。
- ④ 試験問題案の作成者が十分かつ継続的に確保でき、また、内部研修等により、質の維持・向上が図られる体制が必要であることに留意する。

イ 試験委員等が日本語能力や日本語能力測定評価、テストイング等に関する学識経験、実務経験等を有していることについて記載する。

ウ 産出技能についての出題、又は受容技能の出題であって自由記述問題がある場合、試験の採点に当たり、専門家の知見を十分に踏まえるための体制や専門家の選定基準等 (※) について記載する。

※ 上記ウに関しては、採点方法、採点基準、採点者及びその選定基準についても記載すること。

(2) 試験問題確認体制

ア 試験実施要領案、テストスペック及び試験問題案の確認に当たり、試験委員が適切に確認し、専門家の知見を十分に踏まえるための体制や具体的な確認作業の流れについて記載する。

イ 試験の内容及び実施に関して、試験の妥当性 (※ 1) 、信頼性 (※ 2) 、

複数回の試験の同質性・得点の等化性（※３）を含む適正性を継続的に担保する体制（例として、試験の信頼性及び妥当性に関する研究・検証の状況を踏まえた専門家又は第三者による定期的な確認、助言を受ける体制等）について、具体的な流れとともに記載する。また、試験の妥当性、信頼性、複数回の試験の同質性・得点の等化性に関する検証の状況及びその方法・体制、検証作業の流れ、検証結果について具体的に記載する（※４）。

※１ 試験委員が、試験が測定目標としている構成概念について深く理解し、そのことが試験問題に反映されていること。

※２ 試験の測定精度のことで、例えば、仮に繰り返し測定を実施したとしても得点の揺れが小さいことを信頼性が高いという。

※３ 試験の得点が、時期間で等化されていて、相互に比較することが可能であること。日本語教育の参照枠における複数のレベルを有する場合には、レベル間の比較が可能であること。

※４ 例えば、試験の妥当性については、試験問題の担当者と妥当性検証に通じた専門家との間で妥当性検証を実施する検証グループが設けられているか、妥当性検証グループによる報告を試験開発関係者全体で共有する体制がとられているか、運用上、不具合が認められた場合に、具体的にどのような対応・修正を図ることとしているのかなどが分かるよう記載すること。

また、信頼性及び同質性についても、試験問題の担当者とテスト理論による分析専門家との間で、当該テストの分析結果の解釈や評価を共有して、問題点が認められた場合に、具体的にどのような対応・修正を図ることとしているのかなどが分かるように記載すること。

なお、得点の「等化性」について、等化を行っていない場合は、得点の「比較可能性」と読み替えた上で、その適正性の継続的な担保体制や検証の状況等について具体的に記載すること。

（３）試験実施体制

試験方針の別紙２の３（３）のとおり。ただし、海外での試験実施について、業務委託を行っている場合は、委託業者の選定基準等についても記載すること。

（４）試験の適切な運用を確保する体制

分野所管行政機関及び制度所管行政機関は日本語試験実施機関に対し、試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。

そのため、分野所管行政機関又は制度所管行政機関から報告の求めや指示がある場合には、日本語試験実施機関は、分野所管行政機関又は制度所管行政機関に対して適切に報告を行い、又は、指示に従う旨記載する。

４ 試験水準

（１）試験の水準（難易度）として、日本語教育の参照枠における各レベルと当

該試験における各レベルとの対応関係を示した上で、特定技能外国人又は育成就労外国人の日本語能力水準を測る試験として日本語試験実施機関が定める水準を記載する。

- (2) 試験の水準については、日本語教育の参照枠の該当レベルに照らして、適切に設定されていること。特に、当該試験の水準と日本語教育の参照枠における各レベルとの対応関係について、専門家(※)による内容的及び統計的な検証がなされており、その内容及び手法が適切であること。また、報告書等の形で取りまとめられているなど第三者による確認が可能であること。

※ 上記(2)に関しては、試験水準が適切であることを検証した専門家の選定基準等についても記載すること。

- (3) 特定産業分野又は育成就労産業分野の事情に鑑みて、本ガイドラインに示されていない追加的な要件や提出資料等を課している場合は、測ろうとしている日本語能力水準に照らして、当該試験の水準が適切に設定されていることに加えて、分野所管行政機関が試験実施要領案等を確認する際に、分野所管行政機関において、あらかじめ有識者に相談し、又は助言を求めるなどして、当該特定産業分野又は育成就労産業分野の事情が適切に考慮された試験水準となっていることが確認されていること。

5 試験科目等

試験を実施する科目、試験問題の構成、試験の内容、試験問題数、試験時間、各設問で測定する知識又は技能、解答方法等について記載する。試験は、少なくとも読解試験及び聴解試験(リスニング)により実施することを基本とする。

6 合否判定の基準等

- (1) 合否判定の基準について記載する。シングルスケールで評価する試験の場合は、日本語教育の参照枠の該当するレベル以上に相当するスコアを記載する。
- (2) 合否判定の基準が、異なる時期間で一定であることが確認できること。
- (3) 合否判定の基準は、採点結果から総合点を算出した場合、総合点と日本語教育の参照枠における各レベルの対応関係を示した上で設定されたものであること。また、レベル判定の根拠資料は、過去の受験データの統計分析等を経て、適切に日本語教育の参照枠の各レベルに対応した基準設定(スタンダードセッティング)が実施されたものであること。
- (4) 試験の合否の判定における具体的なプロセスについて記載する。

7 不正防止策

- (1) 試験方針の別紙2の7のとおり。
- (2) コンピュータ・ベースド・テスト(CBT)方式、ペーパーテスト(PBT)方式等、試験の実施方法の別に応じて、適切な不正防止策を具体的に記載する。特に、試験監督者の配置や研修、なりすまし防止(「在留カード等読取アプリケーション」による在留カードの真偽確認や本人と在留カード等との

照合の徹底等）、持ち物検査、通信機能付き情報端末の管理の徹底、試験問題の漏えいの防止、C B T方式の場合の翻訳ソフトやオンライン辞書等の使用の防止、試験実施時の映像撮影や記録保存の徹底等、不正行為や情報漏えい等の防止に関して具体的な措置を講じている必要があることに留意する。

8 試験結果等の公表方法等

試験方針の別紙2の8のとおり。また、第5の7の事項が掲載されているURL等を記載する。

9 その他必要事項

試験方針の別紙2の9のとおり。

第4 テストスペック及び試験問題案等について

- 1 テストスペックは、試験委員により適切に作成され、試験の目的・対象言語能力の構成概念・習熟度レベル・問題構成・出題形式・時間配分・採点方法・評価基準等を詳細に説明したものとする。
- 2 試験問題案等は、試験委員により、テストスペックに基づいて適切に作成・確認されること。
- 3 試験問題案は当該試験のテストスペックの問題構成単位で問題の具体例を複数のサンプルで比較分析できるように作成すること。
- 4 自由記述問題が含まれる場合は、解答例（評価基準における各基準のパフォーマンスベンチマーク）も作成・確認すること。

第5 日本語試験実施機関に関する要件について

- 1 日本語試験実施機関が法人（外国におけるこれに相当する者を含む。）であること。
- 2 各分野所管行政機関と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。
- 3 継続性のある組織・経営体制であり、次の（1）及び（2）を満たしていること。
 - （1）過去3事業年度において債務超過でないこと。
 - （2）事業運営に必要な資力を有していること。
- 4 次の（1）又は（2）を満たし、個人情報に関するセキュリティ管理体制が整備されていること。
 - （1）法人として、又は受験者の個人情報を扱う全ての事業単体において、プライバシーマークを取得し、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001／ISMS）等の認証を受けていること。
 - （2）外国の日本語試験実施機関については、当該国の個人情報保護に関する制度に鑑みて上記（1）に準ずる個人情報の管理体制があること。

- 5 日本語試験実施機関又はその代表者、理事等経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと、また、反社会的組織（※）との関係がなく、かつ、暴力的又は脅迫的行為等、日本語試験を実施する主体として不適当な行為をする者でないこと。

※ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指す。

- 6 日本国内において、原則として、追加に係る申込みを行う時点において2年以上（※）、日本語試験が継続的に複数回実施されている実績を有すること（海外においても継続的に複数回開催されていることが望ましい。）。

※ ただし、既に日本語に係る資格・検定試験の実績がある日本語試験実施機関において同一試験と認められる範囲での試験内容の変更を行う場合や、同日本語試験実施機関において新たな試験を開発する場合には、基礎となる資格・検定試験で得られた知見の活かされ方を勘案し、実績が2年に満たない場合であっても追加を可能とする場合がある。

- 7 試験を実施する科目、試験問題の構成、試験の内容、試験問題数、試験時間、各設問で測定する知識又は技能、解答方法、受験手続の流れ、模擬テスト（問題のサンプル。試験問題の構成との関係性を含む。）が受験者に理解できるよう、ホームページや試験のガイドブックなどで公表していること。

- 8 試験会場及び試験実施の際の受験者の緊急時の安全確保について具体的な対策及び実施マニュアルなどが整備されていること。

- 9 試験の適正な実施を確保するため、分野所管行政機関又は制度所管行政機関が必要に応じて日本語試験実施機関に対して指導等を行うことがあり、日本語試験実施機関はこれに誠実に対応することとしていること。

- 10 本ガイドラインに規定する要件について、特定技能外国人又は育成就労外国人の日本語能力を測る試験として追加する旨の決定がなされた後も、継続してこれを満たす体制となっていること。また、当該要件を満たしていないことが判明し、改善の見込みも認められない場合など、分野所管行政機関又は制度所管行政機関が必要と認める場合にあっては、当該決定が取り消されることがあることを理解していること。

- 11 試験問題の作成及び試験の実施に関しては、本ガイドラインのほか、政府基本方針及び試験方針の内容を十分に理解した上で行うこととしていること。

- 12 次の（1）から（4）までに掲げる情報等について、分野所管行政機関又は制度所管行政機関から求めがあった場合は、速やかにこれを提供する体制となっていること。

（1）日本語試験実施機関の組織・経営体制、試験実施体制に関する情報

- (2) 受験者数、合格者数、受験者の国籍・性別等の属性、試験会場、試験日程、合格発表日、実施した全ての問題その他実施済み試験に関する情報、解答データ、試験分析結果等
- (3) 受験予定者数、受験予定者の属性等今後実施予定の試験に関する情報
- (4) 個別の受験者の合否、出願時の申告内容その他受験者個人に関する情報
- 1 3 試験の内容又は実施状況に関して、分野所管行政機関又は制度所管行政機関において調査が必要と判断する場合は、これに誠実に協力することとしていること。
- 1 4 各事業年度終了後、制度所管行政機関に対し、遅滞なく試験実施状況報告書を提出するとともに、制度所管行政機関の確認を受けた後、これを公表することとしていること。

第6 受付期間について

特定技能外国人又は育成就労外国人の日本語試験に係る試験実施要領案等を作成する日本語試験実施機関は、原則として下記の受付期間に分野所管行政機関まで書類を提出すること。

分野所管行政機関は各書類を確認し、必要に応じて修正又は追加の資料等を求めるため、分野所管行政機関からの指示があれば速やかに対応すること。

前期：毎年4月1日～4月30日

後期：毎年10月1日～10月31日

なお、制度所管行政機関及び文部科学省は、必要に応じて有識者に対するヒアリングを実施した上で、試験の適正性等を確認する。

第7 提出書類について

試験方針に基づき、本ガイドラインで定める日本語試験実施機関の提出書類は別紙のとおり。

なお、制度所管行政機関等における確認の過程で追加資料の提出を求めることがあり得る。

提出資料一覧

※申請に当たっては、各項目の提出チェック欄に（✓）印を記入の上、本表も合わせて提出すること。

※提出資料は、それぞれ資料の内容が分かるよう、見出しを付した上で、原則として参考様式 1 から 4、本表掲載の順に編てつし、提出すること。

提出資料	提出 チェック欄 (✓)	ガイドライン 該当箇所
1. 試験実施要領案		第 3
2. 試験問題作成体制を疎明する資料		第 3 の 3 (1)
(1) 試験実施要領案、テストスペック及び試験問題案の作成に当たり、試験委員等が作成し、専門家の知見を十分に踏まえるための体制や具体的な作成作業の流れについて説明する資料（体制・作業の流れ等を図示した資料も含む。）		
(2) 試験委員、専門家の選定基準、着眼点等について説明する資料		
(3) 試験委員、専門家全員の履歴書（学識経験、実務経験、学位、資格の有無等が記載されたもの）や資格証明書等		
(4) 各試験委員、専門家の役割、担当業務、責任者について説明する資料		
(5) 試験委員等が日本語能力や日本語能力測定評価、テストイング等に関する学識経験、実務経験等を有していることを説明する資料（上記履歴書の内容を具体的に説明するもの）		
(6) 「試験委員が受験者を対象とする講習・研修等に参加することなどのないようにすることを含め、試験委員における守秘義務の遵守及び利益相反の防止のための措置を講じている必要があること」という留意事項に抵触していないこと、及び試験委員の固定化による不正を防止するための措置について説明する資料（参考様式 4（誓約書）等）		
(7) 試験問題案の作成者が十分かつ継続的に確保でき、また、内部研修等により、質の維持・向上が図られる体制について説明する資料		
(8) 試験問題の採点方法、採点基準、採点者及びその選定基準について説明する資料		
3. 試験問題確認体制を疎明する資料		第 3 の 3 (2)
(1) 試験実施要領案、テストスペック及び試験問題案の確認に当たり、試験委員が確認し、専門家の知見を十分に踏まえるための体制や具体的な確認作業の流れについて説明する資料（体制・作業の流れ等を図示した資料も含む。）		
(2) 試験の内容及び実施に関して、試験の妥当性、信頼性、複数回の試験の同質性・得点の等化性を含む適正性を継続的に担保する体制、検証の状況及びその方法・体制、検証作業の流れ、検証結果について具体的に説明する資料（具体的な体制、検証の流れ等を図示した資料も含む。）		
(3) 項目分析や尺度分析、信頼性係数推定値、時期間の得点の等化性（比較可能性）など、テスト理論に則った分析の報告書		
(4) 妥当性、信頼性を維持しつつ、年に複数回の試験を実施できる体制の有無とその詳細（委員の任期や拡充を含む。）について説明する資料		
4. 試験実施体制を疎明する資料		第 3 の 3 (3)
海外での試験実施について、業務委託を行っている場合は、委託業者の選定基準や契約書等の資料		
5. 試験水準が適切であることを証明する資料		第 3 の 4
(1) 日本語教育の参照枠と試験の各レベルとの対応関係を示す資料		
(2) 日本語教育の参照枠と試験の各レベルについて、専門家における内容的及び統計的な検証がなされており、その内容及び手法が適切であって、かつ、報告書等の形で取りまとめられている資料		
(3) 日本語教育の参照枠と試験の各レベルとの対応関係について、専門家による欧州評議会が推奨する方法を用いた統計的な検証結果		
(4) 試験水準が適切であることを検証した専門家に関する経歴、選定基準等の資料（上記 2.（ 2 ）及び（ 3 ）と重複する場合は、その旨を示した上で、省略可）		
(5) 過去に実施した試験問題一式（問題・解答用紙、聴解用スクリプト）※複数回分。		
(6) 上記（ 5 ）の実施結果を専門家により分析した結果を説明する資料		
(7) 特定産業分野又は育成就労産業分野の事情に鑑みて、本ガイドラインに示されていない追加的な要件や提出資料等を課している場合は、特定産業分野又は育成就労産業分野の事情が適切に考慮された試験水準となっていることを説明する資料		
6. 合否判定の基準等を疎明する資料		第 3 の 6
(1) 異なる時期間の試験において、合否判定の基準が一定していることを示す資料		
(2) 日本語教育の参照枠における各レベルの合否判定の基準案、及び質的な根拠を示す資料（配点・総合点の算出法と、日本語教育の参照枠の各レベルに対応した基準設定の手法の解説及び統計的に裏付けが明確であることが望ましい。）		
(3) 合否判定のプロセスについて説明する資料 ※合否の判定に当たってどのような監修体制になっているかなど、具体的な手続について説明する資料		
7. 試験に係る適切な不正防止策が講じられていることを証明する資料		第 3 の 7
(1) 試験監督者の配置や研修等について説明する資料		
(2) 具体的な不正防止策や不正行為があった場合の措置等について説明する資料		
8. テストスペック及び試験問題案等に関する資料		第 4
(1) テストスペック（試験の目的・対象言語能力の構成概念・習熟度レベル・問題構成・出題形式・時間配分・採点方法・評価基準等の詳細を記述したもの）		
(2) 全ての問題構成を含む試験問題案（聴解問題はスクリプト及び音源を含む。）		
(3) 自由記述問題が含まれる場合は、解答例（評価基準における各基準のパフォーマンスベンチマーク）		
9. 日本語試験実施機関が法人であることを証明する資料		第 5 の 1
(1) 参考様式 1（日本語試験実施機関に関する基本資料）		
(2) 定款又は登記事項証明書（外国に本部を置く日本語試験実施機関の場合はこれらに相当する資料を提出すること）		
1 0. 各分野所管行政機関との連絡等を行うことができる拠点が日本国内にあることを証明する資料		第 5 の 2
参考様式 3（担当者連絡先）		
1 1. 継続性のある組織・経営体制であることを証明する資料		第 5 の 3
直近 3 年の財務諸表		
1 2. 個人情報に関するセキュリティ管理体制が整備されていることを証明する資料		第 5 の 4
プライバシーマーク登録証の写し、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001/ISMS）登録証の写し等（外国に本部を置く日本語試験実施機関の場合、当該国の個人情報保護に関する法に鑑み、これらに準ずる書類及び任意の形式の説明書等）		
1 3. 日本語試験を実施する主体として不適当な行為をする者でないこと等を証明する資料		第 5 の 5
(1) 参考様式 4（誓約書）		
(2) 役員、顧問、経営に実質的に関与している者のリスト（氏名、ふりがな、生年月日、性別、所属、役職を記載）		
1 4. 日本国内において、原則として、申請日の時点において 2 年以上、日本語試験が継続的に複数回実施されている実績があることを証明する資料		第 5 の 6
参考様式 2（試験に関する基本資料）		
1 5. 試験科目及び試験時間、試験問題の構成等が受験者に理解できるよう、ホームページや試験のガイドブックなどで公表されていることを証明する資料		第 5 の 7
ホームページあるいはガイドブック等の該当箇所の写し（試験問題の構成と問題のサンプルの関係が分かる資料を含む。）		
1 6. 試験会場及び試験実施の際の受験者の緊急時の安全確保について具体的な対策及び実施マニュアル等が整備されていることを証明する資料		第 5 の 8
要件に該当する具体的な対策を示す資料及び実施マニュアル等		
1 7. 要件維持、法令等の遵守、報告等に関する資料		第 5 の 1 0 ～ 1 4
参考様式 4（誓約書）		